

三原米の里多様な森林づくり協定（案）

三原村（以下「甲」という。）と四万十森林管理署（以下「乙」という。）は、地域の特産品である三原米の水源を育む多様な森林づくり等を推進するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 甲及び乙は、地域の特産品である三原米の水源の保全等を図るため、三原村村有林及び村有林に隣接する国有林において、相互に連携し多様な森林づくり等の活動を推進するものとする。

（協定の対象とする区域）

第2条 この協定の対象とする区域は次のとおりとする。

- （1）村有林：高知県幡多郡三原村上長谷1587-16
橘山村有林36林班（36.39ha）
- （2）国有林：高知県幡多郡三原村宮の川
椎ノ木谷山国有林1009林班（121.05ha）

（協定の内容）

第3条 甲及び乙は、相互に連携し、対象区域の自然条件、保安林の指定施業要件及び分収造林契約等を踏まえ、クヌギ等の広葉樹林、樹齢や樹種の違う樹木で構成される複層林、針葉樹と広葉樹の混交林など、地域の特産である三原米の水源を育む多様な森林づくりや、森林環境教育、森林とのふれあい等の活動を推進する。

- 2 甲及び乙は、前項の推進のため、地域住民の代表などの参加を得て、「三原米の里森林づくり協議会」を設置する。

（協定の期間）

第4条 この協定の期間は、協定締結の日から平成34年3月31日までとする。ただし、この期間満了の日の30日前までに、甲又は乙から特段の申し出がない場合は、期間満了の日の翌日より5年間更新するものとし、その後も同様とする。

(その他)

第5条 この協定に定めのない事項、又は疑義が生じた場合事項について必要がある場合は、両者が協議して定めるものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲、乙が記名押印の上、それぞれ1通を保有するものとする。

平成31年4月19日

甲 三原村長

乙 四万十森林管理署長